

和歌山県犯罪被害者等支援条例

(平成31年4月1日施行)

犯罪等に巻き込まれ苦しんでいる犯罪被害者やその家族、遺族の方々が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県・県民・事業者及び犯罪被害者等支援団体が連携し支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、和歌山県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

* 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族をいいます。

犯罪被害者が抱える問題

犯罪被害者等は、かけがえのない生命や健康、財産を奪われるといった被害に加え、時には周囲から配慮に欠けた対応により、精神的被害を受けたり、名誉感情を傷つけられることも少なくありません。

①心身の不調

- ・恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・事件に関することが頭の中によみがえる
- ・不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏



②生活上の問題

- ・自宅が事件現場となり、再被害が怖いため、住むことができない
- ・入院・通院などによる欠勤や、仕事ができなくなり収入が途絶える
- ・治療や裁判等に費やす時間や費用がかさむ



③周囲の人の言動による傷つき

- ・配慮に欠けるマスコミの取材や報道
- ・周囲の人々からの中傷や興味本位の質問、心無い噂話や犯罪被害者の心情に沿わない安易な励まし、慰め

④捜査、裁判などに伴う様々な負担

- ・様々な手続きのため、複数の機関で事件について何度も説明を求められる
- ・法廷へ出廷するなど慣れない環境に置かれることへの精神的負担

主な相談窓口

| 内容 | 相談窓口 |
|--------|---|
| 犯罪被害者 | 公益社団法人紀の国被害者支援センター ☎ 073-427-1000 相談日＝月～金曜 10:00～16:00 土曜 13:00～16:00 |
| 女性 | 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」 ☎ 073-444-0099(オーエンキューキュー) 相談日＝【電話】9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金曜 9:00～17:45(要予約) * 緊急医療(避妊等)に関するものは、9:00～22:00 |
| | 県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談) ☎ 073-445-0793 相談日＝【電話】9:00～22:00(受付は21:30まで) 【面接】月～金 9:00～17:45(要予約) * 振興局健康福祉部でも受け付けています。 |
| | 紀南DVセンター ☎ 0739-24-3322(24時間対応) |
| | 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” ☎ 073-435-5246 相談日＝【電話】火～日曜 9:00～20:00(日曜は16:30まで) 【面接・女性のみ】火～日曜 9:00～16:30(日曜は15:00まで) 【カウンセリング(電話・面接)】相談日＝第2・4金曜 13:00～15:40 【法律相談(面接)】相談日＝不定期13:00～14:50 |
| 交通民事相談 | 和歌山県県民相談室 【交通事故相談】☎ 073-441-2359 【県民相談】☎ 073-441-2356 相談日(両相談)＝月～金曜 9:00～17:30 |
| 警察安全 | 県警察本部警察相談課 【警察安全相談】 ☎ 073-432-0110 #9110(プッシュ回線・携帯電話等) 【性犯罪被害相談】 #8103(プッシュ回線・携帯電話等) * いずれも緊急を要する場合は110番(24時間対応) |

* 面接相談、弁護士相談は事前予約が必要になります。
* 相談日については、祝日や年末年始などの対応が各窓口で異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

このリーフレットに関するお問い合わせ先
和歌山県県民生活課生活安全班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

☎ 073-441-2350

FAX:073-433-1771

✉ e0313001@pref.wakayama.lg.jp

犯罪被害者等支援 途切れない支援のために



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

和歌山県